

労働基準法改正法案国会提出

4月3日、政府は労働基準法の一部を改正する法律案を閣議決定し国会へ提出しました。同法案はいわゆるホワイトカラー・エグゼンプションである「高度プロフェッショナル制度」の創設や裁量労働制の対象業務の拡大といった、労働時間規制の緩和策を中心としており、長時間労働を助長する内容となっています。

労働政策審議会に答申された法律案要綱（政策ニュース14号参照）に対し、**労働側委員が反**

対意見を付していたにもかかわらず、それを考慮した修正は全く行われておらず、同法案は問題点を抱えたままとなっています。

連合の神津事務局長は談話で「高度プロフェッショナル制度の創設と裁量労働制の対象業務拡大を阻止するため構成組織・地方連合会と一体となって院内外の取り組みを強力に展開する」と述べました。

確定拠出年金法等改正法案国会提出

4月3日、政府は確定拠出年金法等の一部を改正する法律を閣議決定し国会へ提出しました。

【法案の概要】

1. 企業年金の普及・拡大

- ①事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した「簡易型確定拠出年金制度」を創設
- ②中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型確定拠出年金に加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする「個人型確定拠出への小規模事業主掛金納付制度」を創設。
- ③確定拠出年金の拠出規制単位を月単位から年単位とする。（月5.5万円→年66万円）

2. ライフコースの多様化への対応

- ①個人型確定拠出年金について第3号被保険者や公務員等共済加入者等も加入可能とする。
- ②確定拠出年金から確定給付企業年金等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

3. 確定拠出年金の運用の改善

- ①運用商品を選択しやすいうよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品の抑制等を行う。
- ②あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定方法として、分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を構じる。

4. その他

企業年金の手続き簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

施行期日：1③、2①、4は2017年1月1日

1①②、2②、3は公布の日から2年以内で政令で定める日